

## 環境活動を行なう団体等の地球温暖化対策情報ライブラリーの利用に関する規定

愛知県地球温暖化防止活動推進センター

### (概要)

第 1 条 愛知県地球温暖化防止活動推進センター（以下、「センター」という）は、地域社会における地球温暖化防止活動の活性化を図ることを目的として、愛知県内の環境活動を行なう団体等に地球温暖化対策情報を貸与・提供するものとする。

### (愛知県内の環境活動を行う団体等)

第 2 条 愛知県内の環境活動を行なう団体等とは、愛知県内に本拠を置き、県内で活動する、次に掲げる団体又は個人とする。

- ・ 地方公共団体
- ・ 事業者（企業、商店街など）
- ・ 地球温暖化対策地域協議会
- ・ 市民団体（自治会、PTA、消費者団体など）
- ・ あいち NPO 交流プラザに活動分野「環境保全」で登録されている NPO
- ・ 地球温暖化防止活動推進員（愛知県知事委嘱）
- ・ その他、センターが認める団体

### (地球温暖化対策情報)

第 3 条 地球温暖化対策情報とは、次のものをいう。

- ・ パンフレット（「環境省」、「全国地球温暖化防止活動推進センター」、および「愛知県」制作のものに限る。）
- ・ センターが保有するパネル、DVD 等

### (貸与・提供)

第 4 条 1 センターは、愛知県内の環境活動を行なう団体等からの書面での請求により地球温暖化対策情報の貸与・提供を行う。ただし、用途（営利活動・地球温暖化防止に寄与しない活動など）、在庫がない場合などについて、この限りではない。

2 貸与の予約は、別途定める様式により貸出日の 3 ヶ月前から受け付ける。

3 貸与期間（発送からセンター着まで）は、原則 2 週間とする。

情報の種類	提供・貸与の別	受け渡し方法	送料
パンフレット	提供	宅急便・小包	申込者負担 ※着払いにてセンターより発送
DVD	貸与		
パネル		センターで引渡・返却	—